

【記載例 1-2】新築等をした家屋に係る住宅借入金等について控除を受ける場合で共有持分があり
住宅借入金等が連帯債務であるとき

設 例

居住開始年月日 平成 23 年 11 月 20 日

家屋に関する事項

持分 本人 10 分の 6、配偶者 10 分の 4

家屋の取得対価の額 25,000,000 円

家屋の総床面積 100.00 m²

うち居住用 100.00 m²

交付を受ける補助金等の額 300,000 円(家屋の新築に関し交付される)

住宅借入金等に関する事項

住宅借入金等の内訳 住宅及び土地等

年末残高(当初借入金額)

・本人と配偶者の連帯債務(負担割合のとりきめなし) 29,700,000 円(30,000,000 円)

・単独の借入金等 4,900,000 円(5,000,000 円)

土地等に関する事項

持分 本人 10 分の 6、配偶者 10 分の 4

土地等の取得対価の額 20,000,000 円

土地等の総面積 120.00 m²

うち居住用 120.00 m²

(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分)

氏名

提出用

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けるとき、又は住宅取得等資金の贈与の特例(以下、あわせて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の付表として使用します。
- この明細書の書き方については、裏面の書き方を参照してください。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

1 補助金等の内訳

補助金等の名称	交付年月日	交付対象 <small>※該当する箇所を○で囲んでください。</small>	補助金等の額(※)
住宅エコポイント	平 23・11・25	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	300,000 円
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	
	平 . .	家屋・土地等・家屋及び土地等・増改築等	

※ 交付対象の別に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。
 なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、裏面2(2)のイ又はロの算式で計算した⑩又は⑪の額をそれぞれ①の②欄又は③の②欄に転記します。

2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等
補助金等控除前の取得対価の額	① 25,000,000 円	20,000,000 円
交付を受ける補助金等の合計額	② 300,000	0
取得対価の額 (①-②)	③ (赤字のときは0) 24,700,000	(赤字のときは0) 20,000,000

④の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑦欄に、⑤の③の金額を、計算明細書の「2新築又は購入した家屋等に係る事項」の⑧欄に転記してください。

3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合

補助金等控除前の増改築等の費用の額	④	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑤	
増改築等の費用の額 (④-⑤)	⑥ (赤字のときは0)	

計算明細書の「3増改築等をした部分に係る事項」の⑨欄に転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の⑩の②欄に転記してください。なお、共有持分がある場合は「⑥×計算明細書の⑩の①」の算式で計算した額を記入します。

※ ⑥の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 (特定)断熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合

⑦ 断熱改修工事等の費用の額	⑧ 交付を受ける補助金等の合計額	⑨ (⑦-⑧) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円
⑩ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑪ 交付を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩-⑪) ※30万円を超える場合に限り、
円	円	円

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑬欄に転記してください。

計算明細書の「6特定の増改築等に係る事項」の⑭欄に転記してください。

※ ⑨又は⑫の金額が30万円を超えるときに、(特定)断熱改修工事等について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

	㉓ 家 屋	㉔ 土 地 等	㉕ 合 計	㉖ 増改築等
取得対価の額	⑬ 計算明細書の⑩又は2の③の③ 円	⑭ 計算明細書の⑩又は2の③の③ 円	⑮ ⑬の③+⑭の③又は⑯の③+⑰の③ 円	⑱ 計算明細書の⑩又は3の⑥ 円
あなたの共有持分 (計算明細書の①欄)	⑲ /	⑳ /		
(⑬ × ⑲)	㉑ 円	㉒ 円	㉓ 円	㉔ 円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額※	㉕			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉑ - ㉕)	㉖ (赤字のときは0)	㉗ (赤字のときは0)	㉘ (赤字のときは0)	㉙ (赤字のときは0)

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の①をそれぞれ転記してください。

計算明細書の「4家屋や土地等の取得対価の額」の②欄にそれぞれ転記してください。

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、裏面の3のイ又はロの算式で計算した㉚又は㉛の金額をそれぞれ㉖の⑥欄又は㉗の⑥欄に転記します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

(平成 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		① (あなた)	② (共有者)	③ (共有者)	④ 合計等	
取得した資産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①	●● ●●				円 25,000,000
	各共有者の共有持分 ②	6 10	4 10	—		
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②) ③	15,000,000	10,000,000			
	土地等の取得対価の額 ④	●● ●●				円 20,000,000
	各共有者の共有持分 ⑤	6 10	4 10	—		
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤) ⑥	12,000,000	8,000,000			
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥) ⑦	27,000,000	18,000,000			
	各共有者の自己資金負担額 ⑧	8,000,000	2,000,000		(A+B+C) 円 10,000,000	
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨	5,000,000	0		(A+B+C) 5,000,000	
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩	4,900,000	0			
	連帯債務による当初借入金額 ⑪	●● ●●				円 30,000,000
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫	●● ●●				円 29,700,000

交付を受ける補助金等の額と住宅取得等資金の贈与の特例を受けた額を含めて書きます。

- ※1 ①欄及び④欄には、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結しその住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で(付表1)を使用する場合には、(付表1)の2の④の①(増改築等の場合は3の④)の金額及び2の⑤の①の金額を、それ以外の場合には、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の④(増改築等の場合は3の④)及び2の⑤の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑧の金額と⑩の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合は、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧-⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
⑬	14,000,000	16,000,000		
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑪) ⑭	46.67	53.33		% 100.00
※小数点以下第2位まで書きます。				
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑫×⑭) ⑮	13,860,990	15,839,010		円
各共有者の住宅借入金等の年末残高(⑩+⑮) ⑯	18,760,990	15,839,010		円

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑮の金額を各共有者の「計算明細書」の④欄及び⑤欄に転記します。

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 23 11 20 [平成]	
取得対価の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の③の金額)</small>	② 2 4 7 0 0 0 0 0	③ 2 0 0 0 0 0 0 0
総(床)面積 <small>※小数点以下第2位まで書きます。</small>	④ 1 0 0 . 0 0	⑤ 1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 1 0 0 . 0 0	⑦ 1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成]
増改築等の費用の額 <small>(補助金等がある場合は(付表1)の④の金額)</small>	⑨]
うち居住用部分の金額	⑩]

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平成23年6月30日以後に増改築等に係る契約を締結する場合で、補助金等があるときを除きます。)

4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪ 家屋	⑫ 土地等	⑬ 合計	⑭ 増改築等
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑮ 6 / 1 0	⑯ 6 / 1 0		
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑰ 1 4 8 2 0 0 0 0	⑱ 1 2 0 0 0 0 0 0	⑲ 2 6 8 2 0 0 0 0	

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑳ 住宅のみ	㉑ 土地等のみ	㉒ 住宅及び土地等	㉓ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	㉔]	㉕]	㉖ 3 4 6 0 0 0 0 0	㉗]
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表2)の④の割合 <small>※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。</small>	㉘]	㉙]	㉚ 4 6 6 7	㉛]
住宅借入金等の年末残高 (付表2)の⑤の金額 <small>※連帯債務がない場合には、②の金額を書きます。</small>	㉜]	㉝]	㉞ 1 8 7 6 0 9 9 0	㉟]
㉔と㉞のいずれか 少ない方の金額	㊱]	㊲]	㊳ 1 8 7 6 0 9 9 0	㊴]
居住用割合 <small>※小数点以下第1位まで書きます。</small>	㊵ ㉔ ÷ ㉔ 1 0 0 . 0	㊶ ㉕ ÷ ㉕ 1 0 0 . 0	㊷ 1 0 0 . 0	㊸ ㉗ ÷ ㉗]
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊳ × ㊷)	㊹]	㊺]	㊻ 1 8 7 6 0 9 9 0	㊼]
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊹の㊹+㊺の㊹+㊻の㊹+㊼の㊹) <small>※ ㊹の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊹」欄に転記します。</small>				㊽ 1 8 7 6 0 9 9 0

(注) 平成23年中に居住の用に供した場合の㊽欄は、4,000万円が最高限度額となる。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の㊽の金額を転記します。	㊾	1 8 7 6 0 0

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」(例:平成23年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	18,760,990	円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から5のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成23年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 187,600
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成14年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
		平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.005 =	⑮	(最高25万円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑩() ⑰の金額()×0.02+(⑩-⑰)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ⑩() ⑰の金額()×0.02+(⑩-⑰)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。